

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会と議員の活動原則（第3条－第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条－第8条）

第4章 議会と行政との関係（第9条－第11条）

第5章 自由討議の保障（第12条・第13条）

第6章 常任委員会等の活動（第14条）

第7章 議長及び副議長（第15条）

第8章 政務調査費（第16条）

第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第17条－第20条）

第10章 議員の政治倫理、定数及び待遇（第21条－第23条）

第11章 最高規範性及び見直し手続（第24条・第25条）

附則

地方分権時代、地域主権時代を迎え、いわゆる地方分権一括法では、住民にとって身近な行政はできる限り地方が行うこととし、国は地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保すると明示されています。

時代変革の流れの中、富士市民（以下「市民」といいます。）から選挙で選ばれた議員により構成される富士市議会（以下「議会」といいます。）は、地域における民主主義の発展と、富士市民憲章にうたわれる平和で安全・安心な社会、かつ思いやりの心があふれる市民生活を実現するため、その責務が従前に比べて格段に大きくなっています。

議会は、こうした時代変革を認識し、さらには二元代表制の権能発揮に向けて、市民のために存在する議会という揺らぐことのない原点の上に立って、さまざまな議会運営の改革と改善に取り組んできました。

議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）への監視と持続的な緊張関係の保持、多様化する市民ニーズを的確に把握しての政策提案、積極的な情報公開、公平性、公正性及び透明性の確保、政策活動への市民参加の推進、議会・議員活動を支える体制の整備などについて、これを連綿と続けなければならない取組であると考えております。

私たち議会は、合議制の機関として、こうした取組を今後も確実に推し進めることを市民に誓うために、ここに議会の最高規範として富士市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、市の意思決定機関である議会が市民の負託にこたえ、市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

(基本理念)

第2条 議会は、市の議事機関として、その議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとします。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、合議制の機関として、常に公平性、公正性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民に開かれた議会運営に努め、市民の多様な参加を保障し、意見を反映すること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (1) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。
- (3) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動します。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければなりません。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とします。

3 議会は、請願及び陳情を政策提案として受け止め、請願者又は陳情者から発言の申出があったときは、特別の事由がない限り、これを拒むことはしません。

4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度（以下「学識経験者等による専門的調査等」といいます。）を十分に活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めます。

(議会報告会)

第7条 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年1回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

(議会モニター)

第8条 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、議会モニターを設置することができます。

2 議会モニターに関することは、別に定めます。

第4章 議会と行政との関係

(議員と市長等との関係)

第9条 議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければなりません。

(1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行います。

(2) 議長から本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。

(3) 議員は、閉会中に議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができます。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとします。

(4) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を確保するため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めます。

(決算審査)

第10条 議会は、決算の審査に当たり、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行うため、市長等に必要な資料の提出を求めることができます。

2 議会は、予算編成に生かすため、議会の評価を市長に対して明確に示すとともに、予算に反映するよう求めなければなりません。

3 議会は、審査の内容を充実させるために、学識経験者等による専門的調査等を必要に応じて活用しなければなりません。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとします。

(1) 政策等の提案に至った経緯及び理由

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

(3) 市民参加の実施の有無とその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 政策等の実施に要する経費、その財源等

2 議会は、予算審議に当たり、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めるものとします。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第12条 議会は、合議制の機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとします。

2 議会は、原則として常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「常任委員会等」といいます。）の活動を中心に議員間討議を行うものとします。

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

第6章 常任委員会等の活動

第14条 常任委員会等の審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければなりません。

2 常任委員会等の委員長は、議事を整理し、秩序の保持に努めなければなりません。

3 委員長報告は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して答弁を行うものとします。

4 常任委員会等は、市民からの要請に対し、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとします。

第7章 議長及び副議長

第15条 議長及び副議長は、公平無私の立場で議会を代表しなければなりません。また、この条例の趣旨を十分に理解し、積極的に施行することに努めなければなりません。

2 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければなりません。

第8章 政務調査費

第16条 政務調査費は、政策立案又は提案並びに調査、研究に資するために交付され、その執行に当たっては、富士市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年富士市条例第4号）に基づいて行わなければなりません。

2 政務調査費の用途については、常に透明性を確保しなければなりません。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第17条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。

2 議会は、学識経験を有する者、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとします。

（議会図書室）

第18条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めます。

（議会事務局）

第19条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めます。

2 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務

局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めます。

(予算の確保)

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めます。

第10章 議員の政治倫理、定数及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、主権者たる市民の厳粛な信託にこたえ、清潔で民主的な姿勢をもって、市の発展に寄与しなければなりません。

(議員の定数)

第22条 議員の定数は、第3条に規定する議会の活動原則に沿った議会としての機能を果たすためにふさわしいものとするを基本とし、富士市議会議員の定数を定める条例(平成14年富士市条例第17号)により定めるものとします。

2 議員の定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとします。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、市民の負託にこたえる議員活動への対価であることを基本とし、富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年富士市条例第58号)に定めるものとします。

2 議員報酬の改正に当たっては、富士市特別職報酬等審議会条例(昭和43年富士市条例第21号)に基づく審議会意見のほか、行財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮した上で決定するものとします。

第11章 最高規範性及び見直し手続

(他の条例等との関係等)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。

2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはなりません。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとします。

(条例の見直し等)

第25条 議会は、この条例の目的の達成状況について、議会運営委員会において検証するものとします。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとします。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。